

平成31年度 一般廃棄物処理実施計画

平成31年4月
佐 世 保 市

目次

一般廃棄物の排出の状況	・・・・・・・・・・	1
一般廃棄物の処理主体	・・・・・・・・・・	2
処理計画	・・・・・・・・・・	5
ごみ処理実施計画	・・・・・・・・・・	5
生活排水処理実施計画	・・・・・・・・・・	11

一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する重要事項は、本計画のほか、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）で定める。

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、佐世保市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

3 一般廃棄物の排出の状況

（1）一般廃棄物の排出量（平成29年度実績）

区分	種類	ごみ排出量(t)	種類	処理量実績(kl)
家庭系ごみ	燃やせるごみ	40,019	し尿	79,434
	燃やせないごみ	1,440	浄化槽汚泥	43,534
	資源物 (資源集団回収)	6,580 (4,536)	総処理量	122,968
	粗大ごみ	213		
事業系ごみ		42,637		

（2）数値目標

指標	目標値
ごみ焼却量(t)	80,783
事業系ごみ搬入量(t)	42,900
リサイクル率(%)	35.3
1人1日平均排出量(g)	988
生活排水処理率(%)	71.3

（3）し尿の計画処理量

種類	計画処理量(kl)
し尿	79,736
浄化槽汚泥	45,620
総処理量	125,356

4 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、別紙1に示す方法で分別し、排出する。処理の主体及び方法は、次のとおりとする。

ごみの種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分			
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法		
燃やせるごみ	市(委託) ※一部地区直営	市 (直営及び 一部委託)	焼却	市(直営)	セメント 原料化 又は 埋立て		
燃やせないごみ	市(委託)		破碎・選別・ 保管・焼却・ 資源化				
粗大ごみ			資源化			—	—
資源物			—			—	

ア 市民の責務

- ① 燃やせるごみ及び燃やせないごみは、2段階ごみ有料化制度※に基づき、地区の収集日に市指定ごみ袋に入れて所定のごみステーションへ排出する。市指定ごみ袋は、毎年配付される購入補助券を用いて実費で購入し、購入補助券を使い切った場合はごみ袋代とごみ処理手数料を負担する。
※2段階ごみ有料化制度：ごみの排出量が一定量となるまではごみ処理手数料が無料であり、一定量を超えるとごみの排出量に応じてごみ処理手数料を負担する制度
- ② 燃やせるごみ及び燃やせないごみを自ら市の処理施設へ運搬する場合は、市指定ごみ袋に入れて搬入したときを除いて、所定のごみ処理手数料を負担する。
- ③ 資源物は、中身が確認できる透明又は半透明の袋に入れるかひもでしばるなどして、収集日に所定のごみステーションに排出するか、自ら市の処理施設へ運搬する。
- ④ 処理除外物は、ごみステーションへ排出又は市の処理施設へ搬入しない。
- ⑤ 粗大ごみは、粗大ごみ受付センターへ収集希望日の3日前までに回収を申し込み、事前に購入した「粗大ごみ処理券」を見やすいところに貼り付け、指定された日時に家の玄関前に出す。また、粗大ごみを自ら屋外へ搬出することが困難な状況にあって、かつ他の者の協力が得られない場合は、別途費用を負担すれば、排出者立会いの上で収集作業員による屋内での収集を依頼することができる。なお、粗大ごみを自ら市の処理施設へ運搬する場合は、粗大ごみ処理券は不要とし、所定のごみ処理手数料を負担する。
- ⑥ 引越し等により発生した臨時的な大量なごみは、排出者が自ら市の処理施設へ運搬するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する。
- ⑦ 宇久地区に限り、上記の規定は平成32年(2020年)3月31日までは適用せず、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物(かん類)の3種3分別とし、別に市指定ごみ袋及びごみ処理手数料を定める。

イ 指定ごみ袋及び購入補助券

購入補助券の配付枚数は、一人当たり年間5枚とし、指定ごみ袋の販売枚数及び価格は、次表のとおりとする。なお、購入補助券を使用せずに指定ご

み袋を購入する際は、一組ごとにごみ処理手数料 840 円を加算する。

サイズ	一組当たりの枚数	販売価格（消費税及び地方消費税を含む）	
		購入補助券あり	購入補助券なし
大袋（45L）	4枚入り	40円	880円
中袋（30L）	6枚入り	48円	888円
小袋（15L）	12枚入り	72円	912円
ミニ袋（7.5L）	24枚入り	96円	936円

宇久地区の指定ごみ袋とごみ処理手数料は、次表のとおりとする。

※平成32年（2020年）3月31日まで

サイズ	一組当たりの枚数	ごみ処理手数料（消費税及び地方消費税を含む）	
		家庭系	事業系
大袋（45L）	10枚入り	4人以上の世帯 月額 260円 3人以下の世帯 月額 120円	月額 500円
中袋（30L）			
小袋（15L）			
ミニ袋（7.5L）	20枚入り		

ウ 粗大ごみ処理券

粗大ごみの処理手数料は、重量、形状及び処理の困難性等を勘案し、1,560円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で品目ごとに規則で定める額とする。粗大ごみ処理券は、1枚当たり520円で品目ごとに必要な枚数を購入する。

（2）事業系一般廃棄物

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者収集	一般廃棄物収集運搬許可業者	市 (直営及び一部委託)	破碎・選別・保管・焼却・資源化	市(直営)	セメント原料化 又は埋立て
自己搬入	排出者				

ア 事業者の責務

- ① 事業所の敷地内に分別に応じた集積所を設けること。
- ② 事業者は、自らの責任において廃棄物を適正に処理しなければならない。
- ③ 再利用の可能な物の分別を行うとともに、資源回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力するなどにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- ④ 事業活動によって生じた事業系一般廃棄物は、自ら処理するか、自ら市の処理施設へ運搬するか、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する。
- ⑤ 事業活動によって生じた事業系一般廃棄物はごみステーションには排出しない。ただし、黒島・高島地区及び宇久地区においては事業活動によって生じた事業系一般廃棄物は、市指定ごみ袋を用いてごみステーションへ

排出することができる。

- ⑥ 多量排出事業者は、毎年5月31日までに前年度の事業系一般廃棄物処理実績報告書と次年度の事業系一般廃棄物減量計画書を市に提出しなければならない。

(3) 其他のごみ（動物の死体、ボランティア清掃ごみ等）

有害鳥獣駆除又は路上等で回収された動物の死体、ボランティア清掃で集められたごみ及び不法投棄ごみであって市がやむなく回収したものは、市の処理施設で処理する。

種類	収集運搬主体	処理主体	処理方法
ボランティア清掃ごみ 市が回収した不法投棄ごみ	市（直営）	市（直営及び一部委託）	破碎・選別・保管・焼却・资源化、埋立て、セメント原料化
動物の死体	市（直営）、排出者		焼却、埋立て、セメント原料化

処理手数料は、次のとおり。

種類	排出方法	手数料 (消費税及び地方消費税を含む)
ボランティア清掃ごみ	実施前に市と協議し、所定の袋の配付を受けること	無料
動物の死体（ペット）	市の処理施設に持ち込み	1体につき210円
	市に収集・処理を依頼	1体につき630円

(4) 市が収集しない一般廃棄物

- ① 条例に規定する処理除外物
 - ・有害性のある物
 - ・危険性のある物
 - ・引火性のある物
 - ・著しく悪臭を発する物
 - ・特別管理一般廃棄物
 - ・特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機。以下「家電5品目」という）
 - ・その他規則で定める物（破碎処理が困難な物、液状の物、タイヤ、バッテリー、消火器、パソコン等）
- ② 引越し等により発生した臨時的な大量なごみ
- ③ 事業系一般廃棄物（ただし、黒島町・高島地区及び宇久地区の事業系ごみは、臨時的な大量なごみを除いて収集する）
- ④ し尿及び浄化槽汚泥
- ⑤ 宇久地区において排出される指定ごみ袋に入らないごみ
- ⑥ 指定ごみ袋に入らず、かつ60kgを超えるごみ
- ⑦ アパート・マンション等に居住する一般家庭から排出されるごみのうち、市の指定を受けていないごみ集積所に排出されるごみ又は条例第20条の2第1項及び第22条第3項の規定によらずに市が指定したごみステーションに排出されるごみ

(5) し尿・浄化槽汚泥の処理主体

し尿及び浄化槽汚泥に関する処理の主体及び方法は、次のとおりとする。収集運搬については、排出者から一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するものとする。

種類	収集運搬主体	処理主体	処理方法
し尿 浄化槽汚泥	一般廃棄物収集 運搬許可業者	市(直営及び 一部委託)	【クリーンピュアとどろき】 高負荷脱窒素処理+下水道放流
		市(委託)	【宇久衛生センター】 膜分離高負荷生物脱窒素処理

(6) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬料金

し尿の収集運搬料金の基準額については、次表のとおりとする。収集運搬許可業者は基準額と同額の収集運搬料金を利用者から徴収する。

区分	金額
従量制料金	イ 宇久地区以外 18リットルごとに190円 ロ 宇久地区 18リットルごとに170円
特別加算料金	ホース3本(60メートル)を超える場合、1本につき50円
備考 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。 ※平成31年(2019年)10月1日以降 イ 宇久地区以外については、18リットルごとに210円に改定。 ロ 宇久地区については、18リットルごとに190円に改定。	

浄化槽汚泥の収集運搬料金は、当該浄化槽の管理者と浄化槽清掃業許可業者との間で締結した契約に基づいて算出する。なお、市の処理施設での処分にかかる手数料は徴収しない。

5 処理計画

I ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・資源化計画

ア 排出抑制の方法

- ① 資源物の分別排出の徹底
- ② 家庭系ごみの減量対策
- ③ 事業系ごみの減量対策
- ④ 環境教育・環境学習の推進
- ⑤ 食品ロスの削減

具体的な施策は、(5)において記載。

イ 資源化の方法及び量

(ア) 施設搬入前の資源物の量

- ① ごみステーションで収集される資源物
平成31年度見込み 資源化量 1,985 t/年

- ② 資源集団回収（町内会、子ども会、PTA等）
平成31年度見込み 資源化量 4,396 t / 年
- ③ 事業系資源物回収（市施設に搬入されないもの）
平成31年度見込み 資源化量 19,100 t / 年

(イ) 施設搬入後の資源化量

- ① 不燃物資源化量（スクラップ）
平成31年度見込み 資源化量 132 t / 年
- ② 破碎処理資源化量（鉄・アルミ）
平成31年度見込み 資源化量 794 t / 年
- ③ セメント原料化量（焼却灰）
平成31年度見込み 資源化量 8,276 t / 年

ウ 資源化関連施設の概要

施設名	西部クリーンセンター資源化施設			
所在地	下本山町1番第4			
資源化対象物	アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、びん類、飲料用紙パック、ダンボール、新聞・広告紙、雑誌、OA用紙、古布類、廃蛍光管・水銀体温計、廃乾電池、小型家電10品目			
型式	空き缶選別機	空き缶圧縮機	ペットボトル圧縮機	ストックヤード
処理能力	18,000 缶/h スチール缶 720kg/h アルミ缶 250kg/h	スチール缶 12.5t/5h アルミ缶 1.3t/5h	ペットボトル 2.5t/5h	247m ²

(2) 収集・運搬計画

ア 施設に搬入する廃棄物の量及び収集方法（平成31年度見込み）

区分	種類	排出量の見込み	収集方法
家庭系ごみ	燃やせるごみ	40,913t	・指定ごみ袋によるステーション方式 ・排出者による自己搬入
	燃やせないごみ	1,606t	※一部無料対象ごみは透明・半透明袋可 ※宇久地区のみ地区限定の指定ごみ袋を使用 ※臨時的大量なごみは排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による収集
	資源物	1,985t	・透明・半透明袋によるステーション方式 ・排出者による自己搬入 ※臨時的大量なごみは排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による収集
	粗大ごみ	213t	・戸別有料収集（宇久地区を除く） ・排出者による自己搬入 ※粗大ごみ受付センターで対応不可能な場合については、排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による収集

事業系ごみ (産業廃棄物を除く)	42,900t	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者による自己搬入 ・排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による戸別収集 ※黒島・高島地区・宇久地区では家庭系ごみと同じ指定ごみ袋によるステーション方式(ただし、臨時的な大量なごみは排出者の委託を受けた収集運搬許可業者による収集)
---------------------	---------	--

このほか、一部の収集地区においてごみ排出困難者に対して戸別収集の試験運用を実施する。

イ 市の収集区域の範囲及び収集回数

家庭から排出されるごみの収集地区及び収集回数については、ごみの種類別に次のとおりとし、収集地区の内訳は別紙2のとおりとする。

ごみの種類	収集地区	収集回数
燃やせるごみ	東部、中部、西部、黒島・高島、吉井、世知原、宇久、小佐々、江迎、鹿町の10地区。	毎週2回の定曜日
燃やせないごみ		毎月1回
資源物		毎月2回 毎月1回(黒島・高島、宇久)
粗大ごみ		宇久地区を除く全市域。粗大ごみ受付センターへの申込みによる戸別有料収集。

燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物については、市が定める収集日・収集コースにより、委託又は直営による収集を行う。

粗大ごみについては、市が委託する粗大ごみ受付センターへの申込みにより、戸別に収集を行う。

詳細は、別途ごみ収集カレンダー・分別表で広報する。ただし、次に掲げる日は収集しない。

日曜日、5月3日から5月6日まで、9月23日、11月4日、12月31日から翌年1月3日まで 粗大ごみは、水曜日、5月3日から5月5日まで、9月23日、11月4日、12月31日から翌年1月3日まで
--

ウ 市のごみ処理施設への搬入

市や一般廃棄物収集運搬許可業者が収集するごみ及び排出者が自己搬入するごみは、次に示す処理施設へ運搬する。

なお、市は、施設の処理能力や収集の効率性を考慮し、運搬先を調整するものとする。

- 西部クリーンセンター
- ・燃やせるごみ(市が収集するごみは、西部、黒島・高島、吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町の各地区)
 - ・燃やせないごみ
 - ・資源物
 - ・粗大ごみ

※ただし、畳については、東部クリーンセンターに搬入する。

- 東部クリーンセンター
- ・燃やせるごみ（市が収集するごみは、東部・中部地区）
 - ・燃やせないごみ（排出者が自己搬入する家庭系ごみに限る）
 - ・資源物（排出者が自己搬入する家庭系ごみに限る）
 - ・粗大ごみ（排出者が自己搬入する家庭系ごみに限る）
- 宇久清掃センター
- ・燃やせるごみ（宇久地区）
 - ・燃やせないごみ（宇久地区）
 - ・資源物（宇久地区）

（３）中間処理計画

ア 処理施設の概要

	施設名	所在地	処理方式	処理能力
焼却施設	西部クリーンセンター	下本山町 294 番地 2	連続燃焼炉	120 t / 24h × 2 基
	東部クリーンセンター	大塔町 1036 番地 1	連続燃焼炉	100 t / 24h × 2 基
	宇久清掃センター	宇久町平 5270 番地 第 2 外	機械化バッチ燃焼式焼却炉	8 t / 8h
破碎施設	不燃・粗大ごみ処理施設	下本山町 294 番地 2	水平軸ハンマータイプ	50 t / 5h
溶融施設	灰溶融施設 (※)	下本山町 2 番 1	電気式灰溶融炉 (交流抵抗式)	29 t / 24h × 2 基

※灰溶融施設は、2018年度末をもって廃止した。

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳（平成31年度見込み）

施設名	搬入者	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物	粗大ごみ
西部クリーンセンター (※)	直営	—	—	—	—
	委託	12,963t	—	—	—
	許可・一般	19,294t	—	—	—
東部クリーンセンター	直営	2,554t	—	—	—
	委託	18,610t	—	—	—
	許可・一般	24,993t	552t	225t	—
宇久清掃センター	委託	544t	27t	8t	—
	許可・一般	434t	44t	2t	—
不燃・粗大ごみ処理施設	委託	—	1,027t	—	213t
	許可・一般	—	2,503t	—	—
西部クリーンセンター資源化施設	委託	—	—	1,977t	—
	許可・一般	—	—	1,211t	—
搬入量合計		79,392t	4,153t	3,423t	213t

※西部クリーンセンターにおける燃やせるごみ 32,257 t に、新西部クリーンセンター（仮称）の試運転に必要な処理見込量を含む。

ウ 施設の受入時間及び休業日

受入時間 (西部クリーンセンター・東部クリーンセンター)
8:30～17:00

(宇久清掃センター)

8:30～12:00、13:00～17:00

休業日 日曜日、5月3日から5月6日まで、9月23日、11月4日、12月31日から翌年1月4日まで

エ ごみ処理施設の受入基準

- ・佐世保市内から排出された一般廃棄物であること（市長が特に認めるものを除く）
- ・適切に分別されていること
- ・資源物は、透明又は半透明の袋等に入れてあること
- ・袋に入らない資源物は、汚損及び飛散防止の措置がされていること
- ・燃やせるごみは、長さが80cm以下であること
- ・処理除外物でないこと（市が指定する処理を行った場合を除く）
- ・その処理に当たって処理施設の管理運営上支障がないこと

オ 残さの量及び処分方法（平成31年度見込み）

施設名	区分	焼却残さ	その他
西部・東部 クリーンセンター	排出量	11,203t	318t
	処分方法	セメント原料化	直接埋立て
宇久清掃センター	排出量	156t	—
	処分方法	埋立て	—
不燃・粗大ごみ処理施設	排出量	—	794t
	処分方法	—	鉄類、アルミ類回収

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立面積	処理能力(全体容量)
佐世保市一般廃棄物 最終処分場	下本山町2番7外	24,000 m ²	275,000 m ³
宇久一般廃棄物 最終処分場	宇久町平5262番地外	2,950 m ²	9,000 m ³

イ 年間埋立量（平成31年度見込み）

施設名	焼却灰	処理残さ	直接埋立て	年間埋立量
佐世保市一般廃棄物最終処分場	0t	2,927t	318t	3,245t
宇久一般廃棄物最終処分場	156t	0t	0t	156t

ウ 埋立計画

中間処理した焼却灰は、セメントの原料としてリサイクルするため、民間セメント工場へ処理を委託する。宇久地区は、焼却灰を最終処分する。

(5) 実施する施策

ア 資源物の分別排出の徹底

- ・ごみ収集カレンダー・分別表の配布
- ・ホームページ等インターネットを使った情報提供
- ・排出者等に対する啓発・指導の強化
- ・町内会、自治会等での分別説明会（随時）
- ・資源集団回収制度の周知と利用の促進
- ・小型家電10品目の資源物としての収集について周知徹底

イ 家庭系ごみの減量対策

- ・2段階有料化制度（燃やせるごみ及び燃やせないごみ）の実施
- ・転入者や単身世帯向けに啓発の充実
- ・ごみ減量アドバイザーの派遣

ウ 事業系ごみの減量対策

- ・事業所及び収集運搬許可業者に対して、廃棄物の分別や適正な処理方法の周知徹底と指導
- ・業種別・地域別など効率的かつ効果的な指導
- ・クリーンセンターでのごみの展開検査の効果的な実施及び厳しい対処
- ・不適切なごみを持ち込んだ排出事業所への個別訪問指導
- ・市の機密文書リサイクルの検討
- ・多量排出事業者に対し、管理責任者の選任、ごみ減量に関する計画書及び実績報告書の提出を義務付け、排出状況や減量努力について監視・指導の実施
- ・事業系ごみ減量化の表彰やユニークな取組の紹介等の検討
- ・再生利用個別指定制度の活用によるリサイクルの促進
- ・食品ロスの削減及び有効活用による食品廃棄物の減量の推進

エ 広報・啓発活動

- ・市の広報紙「広報させぼ」による広報
- ・市のホームページによる広報
- ・ごみステーションでの現地指導（随時）
- ・ごみの分別及び空き缶ポイ捨て禁止等の看板の設置
- ・クリーン推進委員の委嘱

オ 不適正処理及び不法投棄対策

- ・不法投棄監視カメラによる監視及び未然防止
- ・不法投棄・野焼き監視パトロールの実施

カ 宇久地区での取組

- ・本土との統合（分別区分の統一、2段階ごみ有料化制度への変更、粗大ごみ戸別有料収集制度の導入、本土での統合処理）に向けた準備
- ・海岸漂着物対策事業の実施

キ 災害廃棄物処理計画の策定

- ・大規模災害に備えるための災害廃棄物処理計画の策定

ク 食品ロスの削減

- ・情報収集及び啓発・広報等の対応の検討
- ・3010運動の普及啓発
- ・フードバンクとの連携による子ども食堂への食品提供等の協力

ケ 処理施設の整備等

- ・西部クリーンセンターの建て替え
- ・宇久清掃ストックヤードの整備
- ・最終処分場の拡張計画の検討

II 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水の処理計画

ア 浄化槽で処理を推進する区域及び人口等

イ 下水道で処理する区域及び人口等

ウ その他

別紙3にまとめた。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、次のとおりとする。

種類	収集方法
し尿	地区担当許可業者による申込制定期収集
浄化槽汚泥	浄化槽管理者の依頼に基づく許可業者による収集

(ア) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者

種類	業者名	区域名	範囲
し尿	佐世保清掃(株)	中部	市内北部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(株) 縣北衛生社	南部	市内南部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(有) 新北松衛生社	北部その1	吉井町、小佐々町
		北部その3	江迎町、鹿町町
	(有) 吉田環境衛生設備工業	北部その2	世知原町
	(有) 宇久清掃	宇久地区	宇久町
自然環境保全事業協同組合	市内一円	臨時仮設トイレのみ	

浄化槽汚泥	(株)エコシス (株)縣北衛生社 自然環境保全事業協同組合 (有)新北松衛生社	市内一円	
	(有)吉田環境衛生設備工業	市内一円 (ただし、離島を除く。)	
	(有)宇久清掃	宇久地区	宇久町

し尿の業者ごとの収集区域の詳細は、別紙4のとおり。

(イ) し尿処理施設への搬入

し尿及び浄化槽汚泥を収集した許可業者は、その収集した地区のし尿等を処理する施設に搬入するものとする。

宇久地区以外で収集したし尿等 … クリーンピュアとどろきへ搬入

宇久地区で収集したし尿等 … 宇久衛生センターへ搬入

イ 中間処理計画

(ア) 処理施設の概要

施設名	所在地	敷地面積	処理能力	処理区域
クリーンピュアとどろき	天神町 1631 番地 11	8,052 m ²	260kl/24h	宇久地区を除く全市域
宇久衛生センター	宇久町大久保 923 番地	4,637 m ²	8 kl/24h	宇久地区

ウ 最終処分計画

クリーンピュアとどろきでは、処理水を下水道放流基準値に適した水質にして下水道へ放流し、処理後の汚泥は脱水乾燥後、東部クリーンセンターで焼却する。

宇久衛生センターでは、処理水は海域へ放流し、処理後の汚泥は脱水後、たい肥化して農地へ還元する。

(3) 実施する施策

ア 宇久地区での取組

人口減少が著しい宇久地区における、し尿及び浄化槽汚泥について、継続して安定した処理方法の検討を行う。

廃棄物の分別方法

	分別の区分		排出方法	
		説明		
資源物	かん類①	商品の容器のうちアルミニウム製又はスチール製の缶であって、飲食品が充てんされていたもの	ごみステーションごとに指定された日の原則朝8時までに排出	水洗いしてから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋で排出 缶詰等のふたを切り離したら、ふたは燃やせないごみとして排出
	びん類②	商品の容器のうち、主としてガラス製のびん、カップ形の構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされていたもの（油分を含んだ物は除く）		ふたをはずし（ふたはプラスチック製の物は燃やせるごみとして、金属製の物は燃やせないごみとして排出）、水洗いしてから透明又は半透明の袋で排出
	ペットボトル③	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの（油分を含んだ物は除く）		ふたとラベルをはずし（ふたとラベルは燃やせるごみとして排出）、水洗いしてから透明又は半透明の袋で排出
	古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用紙パック④（内銀張の物を除く） ・ダンボール⑤ ・新聞・広告紙⑥ ・雑誌⑦ ・OA用紙⑧ （においや汚れのついた物、カーボン紙、ノーカーボン紙、感熱紙、複写式伝票、油紙、合成紙、圧着ハガキ、コート紙等加工紙は除く）		飲料用紙パックは水洗いしてから切り開いて、お菓子の箱等は切り開く 飲料用紙パック、ダンボール、新聞・広告紙、雑誌等（雑古紙を含む）、OA用紙（コピー用紙）を品目ごとに束ねて、ひもでしばって排出
	古布類⑨	主として繊維でできている製品のうち、衣類・古布		透明又は半透明の袋で排出（破れて着ることが出来ない物、汚れている物（洗濯していない）、濡れた物、布くずは燃やせるごみとして排出）

	廃蛍光管・水銀体温計⑩ ・丸形・直管（40W長さ120cmまで）・電球形蛍光管 ・水銀体温計（電子体温計を除く）		割れた物は紙に包んで「蛍光管」「体温計」とわかるように書いて排出
	廃乾電池⑪ 使用済みの乾電池・ボタン電池（充電式を除く）		ごみステーションに設置している専用のペール缶に入れる
	小型家電⑫ 小型家電10品目（カメラ、ビデオカメラ、ビデオ（CD・DVD・ブルーレイ）デッキ、電話（固定電話、携帯電話）、携帯用DVDプレーヤー、携帯用音楽プレーヤー、電卓、ラジオ、ゲーム機（据置型・携帯型）、電子辞書）		・透明又は半透明の袋で排出（個人情報とはあらかじめ削除しておく） ・付属品は同時排出可（付属品のみの場合、性質に応じて燃やせるごみ、もしくは燃やせないごみとして排出） ・充電機は取り外しが困難な場合、同時排出可
燃やせるごみ⑬	台所ごみ、プラスチック製品、発砲スチロール、ビニール製品、日曜大工の木材、糸、たわし、毛布、紙ごみ等、その他これらに類するもの（資源物・燃やせないごみ・粗大ごみ・佐世保市が収集しないごみに属するものを除く）	ごみステーションごとに指定された曜日の原則朝8時までに排出	佐世保市の指定のごみ袋で排出 ・台所ごみは、水をよく切り、油類は紙か布にしみこませて、ビニール袋に入れる ・花火は、水を含ませて、使い捨てライター・使い捨てカイロは使い切る ・長い物は、80cm以下に切って排出 家庭の剪定枝は、1本の太さが10cm以下かつ長さ80cm以下に切り、1束の太さが30cm以下になるよう紐で縛り排出 落ち葉・紙おむつは品目ごとに透明又は半透明の袋で排出
燃やせないごみ⑭	陶器類、ガラス類、刃物類、金属類、小型家電製品（資源物10品目を除く）、スプレー缶、白熱電球、電子電気機器（家電5品目・パソコン等を除く）、油分を含んだびん・かんその他これらに類するもので焼却しないもの	ごみステーションごとに指定された日の原則朝8時までに排出	佐世保市の指定のごみ袋で排出 （割れた物や刃物類は紙に包んで袋に入れ「キケン」と表示。スプレー缶・カセットボンベは使い切り、穴をあけて排出）
粗大ごみ⑮	佐世保市の指定ごみ袋（大：45リットル）に入らないものかつ60キログラムを超えないもの	収集当日の朝8時30分までに排出	粗大ごみ受付センターへ電話で申し込み後、粗大ごみ処理券取扱店で「粗大ごみ処理券」を購入し、粗大ごみに貼り付けて家の玄関前に排出（屋内収集の場合は、別途手数料が必要）

※事業系ごみ（事業活動に伴うごみ）については、法に従い適正に分別及び処理を行うこと。なお、産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物である物は市の処理施設へは搬入できない。

廃棄物の分別方法（宇久地区のみ適用）

	分別の区分		排出方法	
		説明		
資源物 ①	かん類	商品の容器のうちアルミニウム製又はスチール製の缶であって、飲食品が充てんされていたもの	ごみステーションごとに指定された日の原則朝8時30分までに排出	水洗いしてから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋で排出
燃やせるごみ ②		台所ごみ、プラスチック製品、発砲スチロール、ビニール製品、日曜大工の木材、酒パック、毛糸、たわし、毛布、紙ごみ等、その他これらに類するもの（資源物・燃やせないごみ・粗大ごみ・佐世保市が収集しないごみに属するものを除く）	ごみステーションごとに指定された曜日の原則朝8時30分までに排出	佐世保市の指定のごみ袋（宇久町専用）で排出 <ul style="list-style-type: none"> ・台所ごみは、水をよく切り、油類は紙か布にしみこませて、ビニール袋に入れる ・花火は、水を含ませて、使い捨てライター・使い捨てカイロは使い切る ・長い物は、80cm以下に切って排出 家庭の剪定枝は、1本の太さが10cm以下かつ長さ80cm以下に切り、1束の太さが30cm以下になるよう紐で縛り排出 落ち葉・紙おむつは品目ごとに透明又は半透明の袋で排出
燃やせないごみ ③		陶器類、ガラス類、刃物類、金属類、小型家電製品、スプレー缶、白熱電球、電子電気機器（家電5品目・パソコン等を除く）、油分を含んだびん・かんその他これらに類するもので焼却しないもの	ごみステーションごとに指定された日の原則朝8時30分までに排出	佐世保市の指定のごみ袋（宇久町専用）で排出（割れた物や刃物類は紙に包んで袋に入れ「キケン」と表示。スプレー缶・カセットボンベは使い切り、穴をあけて排出。造花・ちょうちんは、他の燃やせないごみとは別に排出）

※事業系ごみ（事業活動に伴うごみ）については、法に従い適正に分別及び処理を行うこと。なお、産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物である物は市の処理施設へは搬入できない。

※平成32年（2020年）3月31日までの適用とする。なお、平成31年（2019年）10月1日から、宇久地区以外の分別方法を試行する。

家庭系ごみ収集地区割り表(1)

東部
有福町
浦川内町
上原町
江上町
江永町
大岳台町
沖新町
奥山町
卸本町
勝海町
木原町
口の尾町
黒髪町
桑木場町
心野町
権常寺一丁目
権常寺町
崎岡町
指方町
早苗町
塩浸町
重尾町
下の原町
城間町
白岳町
新替町
新行江町
陣の内町
瀬道町
大塔町
田の浦町
長畑町
中原町
早岐一～三丁目
ハウステンボス町
南風崎町
萩坂町
花高一～四丁目
針尾北町
針尾中町
針尾西町
針尾東町
日字町
平松町
広田一～四丁目
広田町
三川内新町
三川内町
三川内本町
宮津町
もみじが丘町
大和町
横手町
吉福町
若竹台町

中部	
相生町	花園町
赤木町	浜田町
石坂町	東大久保町
泉町	東浜町
稲荷町	東山町
梅田町	干尽町
上町	比良町
烏帽子町	福石町
大宮町	福田町
折橋町	藤原町
春日町	保立町
勝富町	前畑町
上京町	松浦町
祇園町	松川町
木風町	松山町
京坪町	万徳町
熊野町	三浦町
光月町	湊町
高天町	峰坂町
小佐世保町	宮崎町
木場田町	宮地町
栄町	宮田町
崎辺町	本島町
桜木町	元町
塩浜町	山県町
潮見町	山祇町
島瀬町	山手町
島地町	横尾町
清水町	万津町
下京町	若葉町
十郎新町	
白木町	
白南風町	
城山町	
新港町	
須佐町	
須尾町	
園田町	
大黒町	
高砂町	
高梨町	
田代町	
立神町	
谷郷町	
俵町	
天神一～五丁目	
天神町	
天満町	
常盤町	
戸尾町	
長尾町	
中通町	
名切町	
西大久保町	
八幡町	

西部	
相浦町	平瀬町
赤崎町	船越町
浅子町	母ヶ浦町
愛宕町	牧の地町
庵浦町	松瀬町
今福町	松原町
鶺鴒越町	御船町
大瀧町	矢岳町
大野町	矢峰町
小川内町	柚木町
踊石町	柚木元町
小野町	吉岡町
皆瀬町	
鹿子前町	
上相浦町	
神島町	
上本山町	
上柚木町	
川下町	
川谷町	
木宮町	
潜木町	
櫛木町	
小島町	
小舟町	
菰田町	
金比良町	
里美町	
権木町	
下宇戸町	
下船越町	
下本山町	
白仁田町	
新田町	
星和台町	
瀬戸越一～四丁目	
瀬戸越町	
高花町	
岳野町	
竹辺町	
棚方町	
田原町	
俵ヶ浦町	
知見寺町	
筒井町	
戸ヶ倉町	
十文野町	
長坂町	
中里町	
野崎町	
野中町	
八の久保町	
原分町	
光町	
日野町	

黒島・高島
黒島町
高島町

家庭系ごみ収集地区割り表(2)

吉井
吉井町板樋
吉井町乙石尾
吉井町御橋
吉井町風見台
吉井町梶木場
吉井町上直谷
吉井町上橋川内
吉井町上吉田
吉井町上吉元
吉井町下直谷
吉井町下橋川内
吉井町下福井
吉井町草ノ尾
吉井町内裏
吉井町高峰
吉井町立石新町
吉井町田原
吉井町峠
吉井町中立石
吉井町西立石
吉井町東立石
吉井町樋口
吉井町福井
吉井町松原
吉井町山手
吉井町吉元

世知原
世知原町板山
世知原町岩谷口
世知原町上野原
世知原町上野原住宅
世知原町太田
世知原町開作
世知原町かじか
世知原町春日
世知原町木浦原
世知原町北川内
世知原町栗迎1
世知原町栗迎2
世知原町栗迎3
世知原町栗迎4
世知原町栗迎5
世知原町栗迎6
世知原町栗迎7
世知原町城山
世知原町高野
世知原町長田代
世知原町筒瀬
世知原町檜巻1
世知原町檜巻2
世知原町檜巻3

江迎
江迎町赤坂
江迎町猪調
江迎町岩石
江迎町岩下
江迎町梶ノ村
江迎町亀ノ子住宅
江迎町栗越
江迎町小川内
江迎町小川内住宅
江迎町志戸氏
江迎町新中尾
江迎町新丸尾住宅
江迎町末橋
江迎町住吉
江迎町潜竜住宅
江迎町田ノ元
江迎町堤原
江迎町中尾
江迎町長坂
江迎町西岩崎
江迎町西江迎
江迎町根引
江迎町東岩崎
江迎町東江迎
江迎町東ノ木
江迎町東丸尾
江迎町平野
江迎町開田
江迎町深川
江迎町榎の木庵
江迎町丸尾
江迎町三浦

小佐々
小佐々町白ノ浦
小佐々町楠泊
小佐々町黒石
小佐々町神崎
小佐々町小坂
小佐々町新田
小佐々町岳ノ木場
小佐々町田原
小佐々町西川内
小佐々町平原
小佐々町港町
小佐々町矢岳
小佐々町横浦

鹿町
鹿町町歌ヶ浦
鹿町町大屋
鹿町町大加勢
鹿町町加勢
鹿町町北鹿町
鹿町町九十九島
鹿町町口ノ里
鹿町町木場
鹿町町褥崎
鹿町町曾辺ヶ崎
鹿町町土肥ノ浦
鹿町町長串
鹿町町平原
鹿町町深江
鹿町町船ノ村
鹿町町御堂
鹿町町南鹿町
鹿町町山手浦

宇久
宇久町飯良
宇久町梅の木
宇久町大久保
宇久町太田江
宇久町小浜
宇久町蒲浦
宇久町川端
宇久町神浦
宇久町神浦郷西
宇久町神浦郷東
宇久町神浦町寿久居
宇久町神浦町東西
宇久町木場
宇久町佐賀里
宇久町下山
宇久町平
宇久町旦の上
宇久町寺島
宇久町十川
宇久町野方
宇久町針木
宇久町船倉
宇久町堀川
宇久町松原
宇久町向江
宇久町山本
宇久町本飯良

生活排水処理実施計画

別紙3

単位未満の端数処理の関係により、計が一致しない場合がある。

1 クリーンピュアとどろき及び宇久衛生センター

年度	計画処理区域 内人口 (A)	水洗化・生活雑排水処理人口(B)						水洗化・生活雑排 水未処理人口 (みなし浄化槽) ②	非水洗化人口			し尿	浄化槽 汚泥	収集量 合計 (KL/年)	
		公共下水道	コミュニ ティ プラント	漁業集 落 排水施設	浄化槽	計 ①	処理率 (B/A)		し尿収集	自家処理	計 ③				
実績	平成21	253,280	128,284	1,642	118	40,704	170,748	67.4%	18,046	64,418	68	64,486	89,472	39,383	128,855
	平成22	252,049	130,313	0	106	39,462	169,881	67.4%	17,891	64,212	65	64,277	87,623	38,244	125,867
	平成23	250,997	129,262	0	100	40,739	170,101	67.8%	17,001	63,895	0	63,895	86,199	38,546	124,745
	平成24	251,090	129,613	0	102	41,245	170,960	68.1%	15,878	64,252	0	64,252	83,556	37,292	120,848
	平成25	249,642	129,653	0	105	42,695	172,453	69.1%	15,493	61,696	0	61,696	81,755	42,290	124,045
	平成26	247,797	129,444	0	107	43,037	172,588	69.6%	15,137	60,072	0	60,072	79,691	41,149	120,840
	平成27	256,504	131,929	0	114	46,539	178,582	69.6%	15,648	62,274	0	62,274	84,257	43,689	127,946
	平成28	254,180	132,811	0	112	44,394	177,317	69.8%	14,931	61,932	0	61,932	82,204	45,870	128,074
	平成29	252,463	133,229	0	110	45,193	178,532	70.7%	14,342	59,589	0	59,589	79,434	43,534	122,968
予測	平成30	252,825	134,154	0	82	43,806	178,042	70.4%	13,968	60,815	0	60,815	78,436	44,574	123,010
	平成31	251,519	135,534	0	78	43,639	179,251	71.3%	13,579	58,689	0	58,689	79,736	45,620	125,356
目標	平成36	245,122	142,429	0	64	40,958	183,451	74.8%	11,759	49,912	0	49,912	66,559	38,211	104,770

※平成27年度からは、北松南部浄化センターで処理していた江迎・鹿町地区分を含む。

2 北松南部浄化センター(江迎・鹿町地区)

年度	計画処理区域 内人口 (A)	水洗化・生活雑排水処理人口(B)						水洗化・生活雑排 水未処理人口 (みなし浄化槽) ②	非水洗化人口			し尿	浄化槽 汚泥	収集量 合計 (KL/年)	
		公共下水道	コミュニ ティ プラント	漁業集 落 排水施設	浄化槽	計 ①	処理率 (B/A)		し尿収集	自家処理	計 ③				
実績	平成22	10,949	2,149	0	0	1,889	4,038	36.9%	394	6,517	0	6,517	8,242	1,695	9,937
	平成23	10,815	2,232	0	0	1,765	3,997	37.0%	334	6,484	0	6,484	8,244	1,775	10,020
	平成24	10,685	2,406	0	0	1,780	4,186	39.2%	323	6,176	0	6,176	7,546	1,787	9,333
	平成25	10,442	2,455	0	0	1,786	4,241	40.6%	290	5,911	0	5,911	6,642	2,109	8,751
	平成26	10,335	2,553	0	0	1,849	4,402	42.6%	287	5,646	0	5,646	6,373	2,248	8,621

し尿収集管轄区分

佐世保清掃(株)			
ア	相生町	タ	高花町
	相浦町		岳野町
	赤木町		竹辺町
	赤崎町		田代町
	浅子町		立神町
	愛宕町		棚方町
イ	庵浦町		谷郷町
	石坂町		田原町
	泉町		俵ヶ浦町
	今福町		俵町
ウ	鶴渡越町	チ	知見寺町
	梅田町	ツ	筒井町
	上町	テ	天満町
オ	大瀧町	ト	戸ヶ倉町
	大野町		十文野町
	小川内町	ナ	長尾町
	踊石町		長坂町
	小野町		中里町
	折橋町		中通町
カ	皆瀬町	ニ	西大久保町
	鹿子前町	ノ	野崎町
	春日町		野中町
	上相浦町	ハ	八の久保町
	神島町		八幡町
	上本山町		花園町(名切通りより北)
	上柚木町		浜田町
	川下町		原分町
	川谷町	ヒ	東大久保町
キ	木宮町		光町
ク	潜木町		日野町
	楠木町		平瀬町
	熊野町(名切通りより北)		比良町
	黒島町	フ	福田町
コ	小島町		船越町
	木場田町	ホ	母ヶ浦町
	小舟町		保立町
	菰田町	マ	牧の地町
	金比良町		松浦町(名切通りより北)
サ	桜木町		松瀬町
	里美町		松原町
シ	椎木町		松山町
	清水町		万徳町
	下宇戸町	ミ	御船町
	下船越町		宮地町(名切通りより北)
	下本山町		宮田町
	白仁田町	モ	元町
	城山町	ヤ	矢岳町
	新田町		山手町(名切通りより北)
セ	星和台町		矢峰町
	瀬戸越	ユ	柚木町
	瀬戸越町		柚木元町
ソ	園田町	ヨ	横尾町
タ	高砂町		吉岡町
	高島町		

(株)縣北衛生社			
ア	有福町	タ	大黒町
イ	稲荷町		大塔町
ウ	浦川内町		高梨町
	上原町		田の浦町
エ	江上町	テ	天神
	江永町		天神町
	鳥帽子町	ト	常盤町
オ	大岳台町		戸尾町
	大宮町	ナ	長畑町
	沖新町		中原町
	奥山町		名切町
	卸本町	ハ	早岐
カ	勝海町		ハウステンボス町
	勝富町		南風崎町
	上京町		萩坂町
キ	祇園町		花園町(名切通りより南)
	木風町		花高
	木原町		針尾北町
	京坪町		針尾中町
ク	口の尾町		針尾西町
	熊野町(名切通りより南)		針尾東町
	黒髪町	ヒ	日宇町
	桑木場町		東浜町
コ	光月町		東山町
	高天町		千尽町
	心野町		平松町
	小佐世保町		広田
	権常寺		広田町
	権常寺町	フ	福石町
サ	栄町		藤原町
	崎岡町	マ	前畑町
	崎辺町		松浦町(名切通りより南)
	指方町		松川町
	早苗町	ミ	三浦町
シ	塩浜町		三川内新町
	塩浸町		三川内町
	潮見町		三川内本町
	重尾町		湊町
	島瀬町		峰坂町
	島地町		宮崎町
	下京町		宮地町(名切通りより南)
	下の原町		宮津町
	十郎新町	モ	本島町
	城間町		もみじが丘町
	白木町	ヤ	山県町
	白岳町		山祇町
	白南風町		山手町(名切通りより南)
	新替町		大和町
	新行江町	ヨ	横手町
	陣の内町		吉福町
	新港町		万津町
ス	須佐町	ワ	若竹台町
	須田尾町		若葉町
セ	瀬道町		

業者名	町名
(有)新北松衛生社	江迎町
	小佐々町
	鹿町町
	吉井町
(有)吉田環境衛生設備工業	世知原町
(有)宇久清掃	宇久町